（記載上の注意）
［１～５　略］
［(3)～(5)　略］
（記載上の注意）
［１～８　略］
［４・５　略］

第３

年度（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）
［略］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［略］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	%

（記載上の注意）
１　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。
２　金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。

（記載上の注意）
［１～５　同左］
［(3)～(5)　同左］
（記載上の注意）
［１～８　同左］
［４・５　同左］

第３

年度（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{(１／２)×(B)}	%

（記載上の注意）
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和八年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二百七十一条の二十四第一項に規定する業務報告書のうち、次の各号に掲げる書面の提出期日は、この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十九条第二項及び第五項並びに第百四十三条第二項並びに第二百十条の十第二項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内とする。

一　新規則第五十九条第二項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
二　新規則第五十九条第五項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
三　新規則第百四十三条第二項に掲げる日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
四　新規則第二百十条の十第二項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面